

熊本県立大学

文学部紀要

第20巻 通巻第73号

2014年2月

人権学習における体験的活動の意義について —熊本県山鹿市の実践から—	石村 秀 登 1
浜松中納言物語の教材価値	中井 賢 一 24 (87)
往来物に見る方言反映事例について —近世後期の東北地方における—	米谷 隆 史 38 (73)
サー・フィリップ・シドニー作『短詩選集』 訳・注解・解説論文	村里 好 俊 110 (1) 大塚 定 徳 (鹿児島大学名誉教授)

熊本県立大学文学部

熊本県立大学文学部紀要投稿規定

熊本県立大学文学部紀要編集委員会

1. 発行回数 年1回
2. 投稿予告期限 別に通知する
3. 原稿提出期限 別に通知する
4. 投稿者の範囲 紀要に投稿できるものは次のとおりとする。
 - (1) 文学部の専任教員（共同研究者を含む）
 - (2) 編集委員会が認めた者
5. 原稿提出先 編集委員長に提出する。その際原稿の受理日を受理年月日として受け付ける。
6. 原稿の掲載及び順位 採否及び掲載順位は編集委員会で決定する。採用決定の原稿は変更を認めない。
7. 原稿の分量
 - (1) 400字詰原稿用紙60枚以内とする。欧文の場合はおよそ65ストローク、25行を1頁として40枚以内とする。この場合図版・写真等も枚数に計算し、原稿提出の際図版の大きさ（刷り上がり）を指定する。（原稿分量の上限は厳守すること。）
 - (2) 上記の量を超えた原稿は原則として受理しない。
8. 原稿の形式
 - (1) 原稿は横書きまたは縦書きとする。
 - (2) 和文原稿は口語体とし、常用漢字、現代仮名遣いを用いること。ただし、国文学、中国文学など特殊な場合はこの限りではない。
 - (3) 引用文献及び注はそれぞれ追番号を付し、脚注又は文末に記載とする。（原稿分量に含める。）
 - (4) 原稿は朱記をもって活字指定とすること。（本文9ポ、引用文、引用文献8ポ、イタリック、ゴシック体、特殊文字、記号など）
9. 校正
 - (1) 三校までは執筆者が行う。
 - (2) 校正の際に原稿の内容を修正し、また図版などを増減することはできない。
10. 抜刷 執筆者に抜刷50部を贈る。ただし、さらに追加するときはその実費を執筆者が負担しなければならない。
11. 発行部数 400部
12. 電子媒体による公開 当委員会は、本誌に掲載された全ての原稿を電子媒体によって複製、公開し、公衆に送信することができるものとする。

※4の(2)に関して、本学の研究教育に関係のある範囲内で、学外者（共同研究者等）の投稿希望がある場合は、本人の申請理由書、および文学部教員の推薦書を添えて投稿予告とともに期日までに提出すること。